

令和7年 夏の交通安全県民運動 実施要綱

1 期間

令和7年7月11日（金）～7月20日（日）

2 目的

本運動は、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることで、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

3 運動の進め方

- (1) 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、家庭、職場、学校、地域で一丸となって交通安全意識を高め、交通事故防止に努めましょう。
- (2) 関係機関団体は、本運動の重点が、県民一人ひとりに定着するように、相互に連携を図りながら、創意・工夫をして、その効果が運動終了後も持続されるよう効果的な推進に努めましょう。

4 運動の重点

(1) こどもと高齢者の交通事故防止

次代を担うかけがえのないこどもと、交通事故死者全体の約5割を占める高齢者を、社会全体で交通事故から守りましょう。

推進事項については下記のとおりです。

推進事項

ア 運転者

(ア) 暑さにより注意力が散漫となる時期です。

運転中は、運転に集中し、常に危険を予測するとともに、こども、高齢者、障がい者等の交通弱者への思いやりのある運転で交通事故防止に努めましょう。

また、運転前には十分な休息、水分補給により体調を整えましょう。

(イ) 高齢運転者の方は、加齢に伴う身体機能の変化等（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあることを理解し、天候や体調などに応じた運転を心掛けましょう。

また、70歳以上の運転者は高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示に努めるとともに、その他の運転者は高齢者マークを表示している自動車に対する思いやり運転に努めましょう。

(ウ) 身体機能の変化等により、運転に不安を覚えることがあれば、運転免許証の自主返納についても検討しましょう。

(エ) 交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、衝突時被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称サポカーS）（※1）等への乗り換えについて積極的に検討しましょう。

(オ) こどもが日常的に集団で移動する経路等（以下「通学路等」という。）においては、速度を落とし、歩行者がいないか、しっかりと安全確認をしましょう。

(カ) 「道路への急な飛び出し」など、こどもの行動の特性を理解した運転を心掛けましょう。

イ 歩行者

(ア) 高齢者は自身の歩く速さをしっかりと認識し、道路横断時には、特に左から来る車に注意しましょう。

(イ) 夜間、早朝等、暗い時間に外出する際は、明るい色の服装を心掛けるとともに反射材用品を着用し、周囲に自身の存在をアピールすることで交通事故から自分の身を守りましょう。

ウ 家庭等

(ア) 身近で起きた交通事故について話し合うなど、交通行動を見つめ直す機会とし、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。

(イ) 年齢とともに身体機能は変化します。

交通事故を起こす前に、運転免許証の自主返納や返納後の移動手段等について話し合いましょう。

(ウ) サポカー（※1）への乗り換えについて家族等と話し合いましょう。

(エ) こどもの通学路等や行動範囲をこども目線で一緒に確認し、危険な場所の把握に努めるとともに、安全な通行方法について指導しましょう。

(オ) こどもに対し、交通ルールを教えるときは、具体的な危険性を交えて指導しましょう。

エ 職場・学校等

(ア) 通学路や生活道路等を通行する場合や、運転中にこども、高齢者、障がい者等を見かけたときは、速度を落とすなど、保護意識を持った運転をするよう指導しましょう。

(イ) ヒヤリハット体験や通学路等における危険箇所を共有し、交通事故防止につなげましょう。

(ウ) 朝礼、集会等の機会に交通安全の話題を取り上げ、交通安全意識の高揚を図りましょう。

※1 サポカー・サポカーSとは・・・

セーフティ・サポートカー（サポカー）とは、被害軽減（自動ブレーキ）を搭載した全ての運転者に推奨する自動車です。

セーフティ・サポートカーS（サポカーS）とは、被害軽減（自動ブレーキ）に加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

（2）歩行者優先意識の徹底と安全な横断方法の実践

横断歩道での歩行者優先は「マナー」ではなく、法律に定められた「ルール」（※2）です。

自動車等を運転する方は、歩行者優先意識を徹底するとともに、「思いやり・ゆずり合い」運転を励行し、安全運転に努めましょう。

歩行者も、基本的な交通ルールを守り、安全な横断方法を実践して交通事故から命を守りましょう。

推進事項については下記のとおりです。

推進事項

ア 運転者

- (ア) 「横断歩道あり」の道路標識や道路標示を見落とさないようにしましょう。
- (イ) 横断歩道付近に歩行者がいる場合には、すぐに止まれるように、まず減速しましょう。
- そして、歩行者が横断歩道を横断するときは、手前で必ず停止し、歩行者を安全に横断させましょう。

イ 歩行者

- (ア) 歩行者側に違反のある交通死亡事故も発生しています。
- 「近くに横断歩道があれば横断歩道を渡る」、「信号を守る」、「道路に飛び出さない」など、歩行者も交通ルールを守りましょう。
- (イ) 「歩きスマホ」は周りが見えなくなり大変危険です。必要なときは、安全な場所で立ち止まって確認をするようにしましょう。
- (ウ) 「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」(※3)を推進しましょう。
- (エ) 横断歩道では必ず止まり、車が来ていないことをよく確認してから渡りましょう。
- また、横断中も周囲の状況をよく確認しましょう。

イ 家庭等

- (ア) 家族等を交えて交通安全について話し合うなど、普段の自身の交通行動を見つめ直し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。
- (イ) 交通事故が自身や家庭に及ぼす影響について考え、日頃の運転を見つめ直す機会にしましょう。

ウ 職場・学校等

- (ア) あらゆる機会を通じ、「横断歩道での歩行者優先」が道路交通法で規定するルールであることを周知し、歩行者に対する思いやりのある運転を推進しましょう。
- (イ) 「まもってくれてありがとう運動」(※4)を推進し、交通安全意識の高揚と交通事故防止を図りましょう。
- (ウ) 「ACTION38キャンペーン」(※5)を推進し、信号機のない横断歩道における交通事故を防止しましょう。
- (エ) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、正しい横断方法の習得に努めましょう。

※2

違反名	車種別	違反点数	反則金
横断歩行者等妨害等違反 (道路交通法第38条)	原付車	2点	6,000円
	二輪車		7,000円
	普通車		9,000円
	大型車		12,000円

※3 「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」とは・・・

横断歩道横断時の自らの安全を守るための交通行動として、「少し手を上げたり、ドライバーに顔を向けるなどして横断する意思を明確に伝えること」、「安全を確認してから横断を始めること」、「横断中も周りに気を付けること」を促し、歩行者の安全を確保するための取組です。



横断歩道“ハンドサイン”キャンペーンシンボルマーク

※4 「まもってくれてありがとう運動」とは・・・

児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して「ありがとう」と伝えたり、会釈したりしてお礼の気持ちを表すことで、横断歩道における交通ルールやマナーを自然と理解できる取組です。運転者にも「止まらなければ」という気持ちを起こさせ、交通安全意識の高揚と交通事故の抑止を図ること目的としています。

※5 「ACTION38キャンペーン」とは・・・

道路交通法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）の“38”を模したシンボルマークの広報用ステッカー等を活用し、「三重県から歩行者保護の行動（ACTION）を起こす」ことにより、信号機のない横断歩道における停止率向上につなげ、横断歩行者の交通事故ゼロをめざします。



ACTION38 キャンペーンシンボルマーク

（3）シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトは交通事故から命を守る命綱です。

命を守り、そして、被害を軽減させるためにも、車に乗ったら全ての座席でシートベルトを正しく着用しましょう。

また、6歳未満の幼児を乗車させる際はチャイルドシート等を使用しましょう。

推進事項については下記のとおりです。

推進事項

ア 運転者

（ア）後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトを正しく着用し、自身や同乗者の命を守りましょう。

（イ）幼児を同乗させるときは、国の安全基準に適合し、体格にあったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。

6歳以上であっても、こどもの体格によっては、車のシートベルトが十分な効果を発揮できない場合があるため、目安として身長が150cmに達するまでは、チャイルドシートやジュニアシートの活用を検討しましょう。

（ウ）シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保つことで疲労を軽減する効果もあります。

シートベルトを着用して正しい運転姿勢を保ち、交通事故防止を図りましょう。

イ 同乗者

シートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、車内で全身を強く打ったり、車外に放り出されたりする可能性があります。

車に乗ったら、全ての座席で自らシートベルトを着用しましょう。

ウ 家庭等

県内では、シートベルト非着用であったために、家族など身近な人を失った交通事故も発生しています。

あらゆる機会を通じ、シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和着用効果について話し合い、意識の高揚に努めましょう。

エ 職場・学校等

(ア) 従業員の出勤時にシートベルト着用のチェックを行うなど、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょう。

(イ) 高速乗合バス、貸切バス及びタクシー等の事業者は、乗客に対するシートベルトの着用の呼び掛けを徹底しましょう。

(ウ) 部活動の送迎等において児童、生徒を同乗させる際には、シートベルトの重要性や着用効果を理解させ、全ての座席で着用するよう指導しましょう。

【参考】令和7年3月末現在の自動車乗車中の死者及びシートベルト着用状況

区 分		死者数（人）	構成率（％）
交通事故死者（A）		15	—
自動車乗車中の死者（B）		7	46.7% B/A
シートベルト着用状況	着 用（C）	3	42.9% C/B
	非 着 用（D）	4	57.1% D/B
	不 明（E）	0	0% E/B

※非着用者(D)の4人のうち2人は、着用していれば助かったと推定されています。

（４）飲酒運転等の根絶

三重県では、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」により、飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症に関する受診義務を課すなど、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進しています。

県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って社会全体で飲酒運転を根絶させましょう。

また、悪質・危険なあおり運転や、ながら運転は絶対にやめましょう。

推進事項については下記のとおりです。

推進事項

ア 運転者

(ア) 飲酒運転は犯罪であり、重大な責任を負うことを自覚しましょう。

(イ) 飲酒することが予想される場合には、車で出かけないようにしましょう。

その場合は、バス、タクシー、電車等の公共交通機関や運転代行業等を利用しましょう。

(ウ) 深夜遅くまで飲酒した場合等は、翌朝もアルコールが体内に残っている場合があること（いわゆる「二日酔い」）を自覚しましょう。

(エ) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を防止するため、時間と気持ちに余裕を持って行動するとともに、「思いやり・ゆずり合い」運転を励行して、安全運転に努めましょう。

(オ) 運転中にスマートフォンの使用等（いわゆる「ながら運転」）をすると、注意力が散漫となり、悲惨な交通事故につながる危険性があります。

運転中にスマートフォンの使用等をする事は絶対にやめましょう。

イ 家庭等

(ア) 飲酒運転で交通事故等を起こした場合に、相手方に対する補償や、自身や家庭に及ぼす影響など、飲酒運転の代償について話し合しましょう。

(イ) 飲酒する場への送迎、交通手段等について検討し、「飲酒運転を絶対にさせない環境づくり」に努めましょう。

ウ 職場・学校等

(ア) 社内研修等で、飲酒運転の悪質性や危険性の周知を図り、職場や学校が一体となって「飲酒運転を絶対に許さない環境づくり」に努めましょう。

(イ) 運転前後等に目視やアルコール検知器等で酒気帯びの有無を確認し、飲酒運転の未然防止に努めましょう。（※6）

(ウ) 飲酒が予想される会合等を行う際は、参加・帰宅方法を事前に確認するなどして飲酒運転を防止しましょう。

(エ) 車で来た人にはお酒を出さない、飲ませないようにしましょう。

(オ) 運転をする人に酒類を提供する行為、車両を提供する行為、同乗する行為はいずれも飲酒運転者とともに厳しい処罰の対象となります。

「ハンドルキーパー運動」（※7）を推進して、飲酒運転を根絶しましょう。

※6 事業所等における安全運転管理者業務が拡充されました。

道路交通法施行規則の一部が改正され、安全運転管理者の業務が新たに追加されました。詳細は、三重県警察公式ホームページをご覧ください。



三重県警察公式ホームページ

「警察からのお知らせ・安全運転管理者制度について」にリンクします。

※7 「ハンドルキーパー運動」とは

飲酒運転を防止するため、やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合に、仲間同士や飲食店の協力を得てあらかじめ飲まない人を決め、その人が仲間を安全に自宅まで送り届けるものです。



○ 飲酒運転の罰則と行政処分

違反種別		罰則	基礎点数
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	0.25 mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点
	0.15 mg～0.25 mg未満		13点

行政処分（※前歴及びその他の累積点数がない場合）

35点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は3年）

25点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は2年）

13点…免許停止（運転免許の停止期間は90日）

○ 飲酒運転の周辺者三罪

〔車両提供罪〕※運転者と同様の処罰を受けます

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

〔酒類提供罪・同乗罪〕

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

(5) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車や特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」のうち、車体の大きさや構造の基準を満たすものをいう。）は、「車両」であることを認識し、交通ルールを遵守して交通事故防止に努めましょう。

また、交通事故の被害を軽減するために全ての方がヘルメットを着用しましょう。
推進事項については下記のとおりです。

ア 自転車の利用者

(ア) 令和5年4月1日から全ての自転車利用者を対象にヘルメットの着用が努力義務になりました。

交通事故から命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

(イ) 「自転車安全利用五則」(※8)を守り、交通事故を防止しましょう。

(ウ) 二人乗り、並進、傘差し、スマートフォン・イヤホンの使用等が、交通ルール違反であることを認識し、自身や周囲に対して危険を及ぼすような運転は絶対にやめましょう。

(エ) 自転車も車両であり、飲酒運転は絶対にやめましょう。（令和6年11月1日施行の改正道路交通法により、携帯電話使用等及び酒気帯び運転の罰則が整備されました。）

(オ) 乗車前には、自転車等の安全点検をして安全に走行しましょう。

(カ) 反射材用品等を使用し、他の車両からの視認性を向上しましょう。

(キ) 自転車の運転者は、万が一の交通事故に備え、自転車損害賠償責任保険等(※9)に加入しましょう。

イ 特定小型原動機付自転車等の運転者

(ア) 基準を満たす電動キックボード等は、「特定小型原動機付自転車」に該当し、16歳以上であれば、免許不要で利用することができますが、ナンバープレートの取付や自動車損害賠償責任保険等への加入が必要になるなどのルールが定められています。

(イ) 全ての電動キックボード等が特定小型原動機付自転車に該当するわけではなく、原動機の定格出力等によっては、一般の原動機付自転車等の区分になりますので注意が必要です。

電動キックボード等を利用する際は、正しい交通ルール(※10)を理解し、安全に走行しましょう。

(ウ) ペダル付き電動バイクは、法律上の一般原動機付自転車又は自動車に区分されます。
原動機を用いず、ペダル等のみを用いて走行する場合でも、運転免許や自動車損害賠償責任保険等への加入が必要になります。

ペダル付き電動バイクを利用する際は、交通ルールを守って安全に利用しましょう。

(エ) 電動キックボード等を運転する方も、反射材用品を着用し、他の車両からの視認性を向上しましょう。

(オ) 交通事故から命を守るためにヘルメットを正しく着用しましょう。

ウ 家庭等

(ア) こどもに道路標識の意味や正しい自転車の乗り方を指導し、交通安全意識の高揚を図りましょう。

(イ) 自転車利用時に幼児を幼児座席に乗車させるときは、ご自身もヘルメットを着用するとともに幼児にヘルメットを着用させ、シートベルトを着用しましょう。

また、幼児2人同乗用自転車では乗車・降車時等における転倒事故（※11）に注意しましょう。

(ウ) 保護者は、未成年者が自転車を運転する場合には、その自転車について、自転車損害賠償責任保険等（※9）に加入しましょう。

エ 職場・学校等

(ア) 学校等においては、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、職員、児童、生徒の交通安全意識の高揚を図りましょう。

(イ) 自転車通学・通勤者に対し、登下校、出退勤時の機会を捉え、ヘルメット着用の徹底や正しい交通ルールの実践を指導しましょう。

(ウ) 業務で自転車を運転する場合には、その自転車について自転車損害賠償責任保険等（※9）に加入しましょう。

※8 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※9 「自転車損害賠償責任保険等」への加入は義務です。

三重県交通安全条例により、令和3年10月1日から、

- 自転車運転者（未成年を除く）
- 保護者（監護する未成年者が自転車を運転する場合）
- 自転車利用事業者
- 自転車貸付事業者

は、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました。

三重県交通安全条例（自転車保険への加入義務）に関する詳細は、三重県公式ホームページをご覧ください。

三重県公式ホームページ

「三重県交通安全条例」のページへリンク



※１０ 特定小型原動機付自転車のルール

一定の基準に該当する電動キックボード等が「特定小型原動機付自転車」として定められました。

【特定小型原動機付自転車の基準や主なルール】

- ・ 車体の大きさ 長さ 190cm 以下 幅 60cm 以下
- ・ 定格出力が 0.6kw 以下の電動機を用いること
- ・ 構造上の最高速度が 20km/h 以下であること
- ・ A T 機構であること
- ・ 最高速度表示灯が備えられていること
- ・ 自動車損害賠償責任保険等への加入
- ・ ナンバープレートの取得と取付義務
- ・ 16 歳未満の運転は禁止
- ・ 飲酒運転の禁止

詳細な交通ルールは三重県警察ホームページ
をご覧ください



三重県警察ホームページへリンク

※１１ 自転車用幼児座席、幼児２人同乗用自転車を利用するために

- 自転車の転倒事故からお子さまを守りましょう！
～幼児乗せ自転車を安全に利用するためのポイント～



三重県警察公式ホームページ

「警察からのお知らせ・交通安全情報・自転車の転倒事故からお子さまを守りましょう！
～幼児乗せ自転車を安全に利用するためのポイント～」にリンクします。

- 自転車用幼児座席の利用について



三重県警察公式ホームページ

「警察からのお知らせ・交通安全情報・自転車用幼児座席の利用について」
にリンクします。

別 記

☆ 夏の交通安全県民運動中の「日を定めて行う活動」

交通安全の日 7月11日（金）	あらゆる交通安全活動を通じ、県民の交通安全意識の高揚を図りましょう。
高齢者交通安全の日 （S・Sデー） 7月15日（火）	一人ひとりが思いやりの行動を心掛け、高齢者を交通事故から守りましょう。 また、高齢者の方は、慎重な行動を心掛け、交通事故から命を守りましょう。

○ 三重県交通安全県民運動スローガン

やさしさが 安全つなぐ 三重の道 ～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

☆ 三重県交通安全ストーリー（交通安全啓発動画）を公開中

4つのテーマ（①飲酒運転根絶編、②横断歩道編、③高齢歩行者編、④自転車編）のストーリー仕立ての動画を県ホームページで公開しています。ぜひご覧ください。

こちらから交通安全啓発動画をご覧ください→

三重県交通安全ストーリー

検索



☆ 三重県交通対策協議会推進機関・団体一覧（122 機関・団体）

- 1 三重県
- 2 三重県警察
- 3 三重県教育委員会
- 4 市町
- 5 市町教育委員会
- 6 一般財団法人三重県交通安全協会
- 7 一般社団法人三重県自家用自動車協会
- 8 一般社団法人三重県安全運転管理協議会
- 9 一般社団法人三重県トラック協会
- 10 一般社団法人三重県タクシー協会
- 11 一般社団法人三重県自動車整備振興会
- 12 一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
- 13 一般財団法人三重県老人クラブ連合会
- 14 公益社団法人三重県バス協会
- 15 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- 16 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 17 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 18 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 19 三重労働局
- 20 軽自動車検査協会三重事務所
- 21 中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター
- 22 中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所
- 23 三重県高速道路交通安全協議会
- 24 独立行政法人自動車事故対策機構三重支所
- 25 自動車安全運転センター三重県事務所
- 26 三重県市長会
- 27 三重県町村会
- 28 三重県自治会連合会
- 29 三重県商工会議所連合会
- 30 三重県石油業協同組合
- 31 三重県農業共済組合
- 32 一般社団法人全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
- 33 一般社団法人三重県建設業協会
- 34 一般社団法人三重県銀行協会
- 35 三重交通株式会社
- 36 三岐鉄道株式会社
- 37 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
- 38 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
- 39 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部
- 40 西日本旅客鉄道株式会社伊賀上野駅

- 4 1 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 4 2 伊勢鉄道株式会社
- 4 3 一般社団法人生命保険協会三重県協会
- 4 4 三重県交通共済協同組合
- 4 5 日本郵便株式会社東海支社
- 4 6 日本たばこ産業株式会社津支店
- 4 7 三重県商工会連合会
- 4 8 一般社団法人三重県食品衛生協会
- 4 9 三重県生活衛生同業組合連合会
- 5 0 三重県木材組合連合会
- 5 1 日本赤十字社三重県支部
- 5 2 公益社団法人三重県医師会
- 5 3 公益社団法人三重県歯科医師会
- 5 4 三重県自転車協同組合
- 5 5 三重県印刷工業組合
- 5 6 公益社団法人日本青年会議所三重ブロック協議会
- 5 7 三重県消防協会
- 5 8 一般社団法人三重県自動車会議所
- 5 9 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 6 0 三重県自動車販売協会
- 6 1 三重県軽自動車協会
- 6 2 一般社団法人日本自動車連盟（J A F）三重支部
- 6 3 三重県中古自動車販売協会
- 6 4 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
- 6 5 三重県P T A連合会
- 6 6 三重県高等学校P T A連合会
- 6 7 三重県子ども会連合会
- 6 8 日本ボーイスカウト三重連盟
- 6 9 ガールスカウト日本連盟三重県支部
- 7 0 三重県青年団協議会
- 7 1 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 7 2 三重県国公立幼稚園・子ども園長会
- 7 3 三重県私立保育連盟
- 7 4 三重県小中学校長会
- 7 5 三重県高等学校長会
- 7 6 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 7 7 一般社団法人三重県社会基盤整備協会
- 7 8 三重県砂利協同組合連合会
- 7 9 三重県砕石工業組合
- 8 0 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- 8 1 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
- 8 2 公益社団法人三重県障害者団体連合会

- 8 3 三重県私学総連合会
 - 8 4 三重県農業協同組合中央会
 - 8 5 三重県信用農業協同組合連合会
 - 8 6 全国農業協同組合連合会三重県本部
 - 8 7 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
 - 8 8 三重県厚生農業協同組合連合会
 - 8 9 三重県新生活運動推進協議会
 - 9 0 日本海洋少年団三重県連盟
 - 9 1 一般社団法人三重県建築士会
 - 9 2 三重弁護士会
 - 9 3 三重県人権擁護委員連合会
 - 9 4 三重県交通安全母の会連合会
 - 9 5 公益社団法人三重県観光連盟
 - 9 6 一般社団法人三重県警備業協会
 - 9 7 三重県交通遺児を励ます会
 - 9 8 三重県電気工事業工業組合
 - 9 9 公益社団法人三重県酒新生会
 - 1 0 0 三重県小売酒販組合連合会
 - 1 0 1 伊勢新聞社
 - 1 0 2 株式会社産業経済新聞社津支局
 - 1 0 3 株式会社中日新聞社三重総局
 - 1 0 4 一般社団法人共同通信社津支局
 - 1 0 5 株式会社時事通信社津支局
 - 1 0 6 株式会社中部経済新聞社三重支社
 - 1 0 7 株式会社朝日新聞社津総局
 - 1 0 8 株式会社毎日新聞社津支局
 - 1 0 9 株式会社読売新聞社津支局
 - 1 1 0 株式会社日本経済新聞社津支局
 - 1 1 1 株式会社日刊工業新聞社三重支局
 - 1 1 2 日本放送協会（NHK）津放送局
 - 1 1 3 株式会社C B Cテレビ三重支社
 - 1 1 4 東海テレビ放送株式会社三重支社
 - 1 1 5 東海ラジオ放送株式会社
 - 1 1 6 三重テレビ放送株式会社
 - 1 1 7 名古屋テレビ（メーテレ）放送株式会社三重支社
 - 1 1 8 中京テレビ放送株式会社三重支局
 - 1 1 9 三重エフエム放送株式会社
 - 1 2 0 一般社団法人日本損害保険協会中部支部三重損保会
 - 1 2 1 三重県遊技業協同組合
 - 1 2 2 公益社団法人三重県生活衛生営業指導センター
- （以上 122 推進機関・団体 順不同）